

## 委員会提出議案第6号

### 入札参加停止業者に係る情報の透明性の向上を求める決議

入札参加停止業者に係る情報の公表、つまり、市民等にその情報を提供することは、当該業者の社会的評価に対し広く影響を与え、制裁的な機能を有している。同時に、情報の公表は、当該業者に対する過度の不利益や公平性に欠けた負担を抑制し、もって、入札制度の恣意的な運用を排する機能を有していると言えるが、本市の現状において、いずれもその機能を十分に果たしているとは言い難い。

よって、さいたま市議会は、市執行部において、より適正な契約の履行を確保するため、悪質な事由により公表する場合は、入札参加停止の措置に至った経緯や根拠を明示するとともに、情状酌量が認められる場合も同様として、人権等に配慮しつつ、透明性の高い公表手法を導入するよう検討を進めていくことを求める。

以上、決議する。

平成27年10月16日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 島 崎 豊